

平成30年8月29日

議 案

8 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第19号

常総市議会議員及び常総市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

常総市議会議員及び常総市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、公職選挙法が改正されたことに伴い、同法に基づく選挙運動用ビラの作成に要する費用の公費負担に係る規定を追加するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市議会議員及び常総市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

常総市議会議員及び常総市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例（平成6年水海道市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

常総市議会議員及び常総市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の次に「、法第142条第1項第6号に規定するビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を加え、「作成の」を「作成に要する費用の」に改める。

第2条の見出しを「（費用の公費負担）」に改め、同条中「選挙運動用自動車を使用し、及び選挙運動用ポスターを作成する」を「その選挙において支払う次に掲げる」に、「第8条」を「第10条」に改め、同条ただし書中「候補者」を「当該候補者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 選挙運動用自動車を使用する費用
- (2) 選挙運動用ビラを作成する費用
- (3) 選挙運動用ポスターを作成する費用

第4条第2号イ中「第8項の規定による」の次に「候補者の」を加え、「第8条」を「第10条第1号」に改める。

第5条の見出しを「（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）」に改める。

第9条を第11条とする。

第8条第2号中「当該選挙が行われる区域」を「その選挙」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加え、同条を第10条とする。

- (2) 選挙運動用ビラの作成については、7円51銭にその選挙における選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を超えるときは、同号に規定する枚数とする。）を乗じて得た金額

第7条中「当該選挙が行われる区域」を「その選挙」に改め、同条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第6条 候補者は、選挙運動用ビラの作成について第2条の規定の適用を受けようとするときは、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成について有償契約を締結し、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第7条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づきビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超えるときは、7円51銭とする。）に、作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることについて、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に支払うものとする。

附 則

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

議案第20号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 財産の種別及び数量 中型バス 1台
- 2 取得の目的 庁用バス
- 3 取得の方法 指名競争入札
- 4 取得金額 34,128,000円
- 5 取得の相手方 茨城県常総市新石下2727番地
茨城いすゞ自動車株式会社石下営業所
所長 川尻 則行

提案理由

本案は、去る8月20日に指名競争入札を行った庁用バスの取得について、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、落札者と仮契約を締結したので、これを提出する。

議案第21号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3384	旧	坂手町2822	旧	坂手町5953-1
	新	坂手町2822	新	坂手町5611-1

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、鹿小路細野線の供用開始に伴い、その一部が道路としての機能を喪失し、隣接地の所有者から払下げの要望があることから、その終点の位置を変更するため、これを提出する。

議案第22号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3992	旧	坂手町3021	旧	坂手町3005
	新	坂手町3021	新	坂手町3016

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、鹿小路細野線の供用開始に伴い、その一部が道路としての機能を喪失し、隣接地の所有者から払下げの要望があることから、その終点の位置を変更するため、これを提出する。

議案第23号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3994	坂手町5931-1	坂手町5953-2

提案理由

本案は、議案第21号において変更する路線について、鹿小路細野線と重複して供用されている区間及び道路として機能していない区間を除いた現道の部分を改めて市道として認定するため、これを提出する。